

震災被災からの復旧及び復興を支援する制度（メモ）

平成 23 年 5 月 13 日 濱口博史

1 震災特別寄付税制等の拡充

(1) 所得控除（指定寄付金制度関係）

ア 財務大臣の今次の指定の対象を、公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等を含めるよう拡大すること

イ 財務大臣の今次の指定の対象を、被災者支援活動を自ら行うもののみならず、東日本大震災被災からの復旧又は復興を行うもの全般に拡大すること

ウ 財務大臣は、東日本大震災被災からの復旧又は復興を行う特定非営利活動法人で認定を受けていないもののうち一定のものを指定すること

エ 財務大臣は、東日本大震災被災からの復旧又は復興を行う一般社団法人・一般財団法人で認定を受けていないもののうち一定のものを指定すること

オ 財務大臣は、地縁団体その他東日本大震災被災からの復旧又は復興を行う団体のうち一定のものを指定すること

(2) 所得控除（指定寄付金制度についての震災特別税制関係）

ア (1) ア及びイについても震災特別税制の対象とすること

イ (1) ウないしオのうち一定のものについても震災特別税制の対象とすること

(3) 個人の税額控除（特定震災指定寄付金制度関係）

ア 上記(2)ア及びイにともない、公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等にも税額控除の制度を拡大すること

2 震災からの復旧又は復興を行う団体の人材の確保について

(1) 企業のボランティア休暇の制度採用及び同休暇取得を促進するため、税制優遇等の施策をとること

(2) 企業から震災からの復旧又は復興を行う団体への出向を促進する施策をとること

以 上